

関係団体の長 様

群馬県知事 山本 一太
(産業経済部産業政策課)

「社会経済活動再開に向けたガイドライン（改訂版）」 に基づく要請について（依頼）

平素から県行政の推進に御理解と御協力を賜り、深く感謝を申し上げます。

さて、令和2年11月12日以降の群馬県「社会経済活動再開に向けたガイドライン（改訂版）」に基づく要請を下記のとおり変更することとしました。

通常であれば、新型コロナウイルス感染症対策本部会議において要請を決定するところですが、感染者数の増加スピードが速く、より機動的・迅速な対応が必要であることから、今回は要請のみを変更する運びとなりました。

県内における感染リスクは引き続き警戒しなければならない状況にあることから、業界ごとの「感染症対策ガイドライン」を策定している団体におかれましては、ガイドラインを遵守し、感染症の拡大防止に御協力くださいますようお願いいたします。

1 前回(11月7日(土)以降)要請からの変更点

- ・ 県外への不要不急の移動自粛の対象となる都道府県を以下のとおり変更
(変更前) 10 / 10 ~ 東京都及び沖縄県

(変更後) 11 / 12 ~ 北海道、埼玉県、千葉県、東京都、
神奈川県、山梨県、大阪府、沖縄県

2 その他（要請内容詳細）

- ・ 県HP (https://www.pref.gunma.jp/05/am49_00064.html)

【問い合わせ先】

(社会経済活動再開に向けたガイドライン及び要請内容に関すること)

- ・ 危機管理課感染症対策調整係

TEL 027-226-2420

(その他)

- ・ 産業政策課感染症対策産業経済支援室
事業者支援係

TEL 027-226-3317